

税源移譲に伴い、皆さんに納めていただく市・県民税が平成19年度から大きく変わります。

税負担は増える？減る？



市・県民税所得割の10%比例税率化に伴い、国が集める国税(=所得税)の税率構造も見直されます。このことにより、ほとんどの方は市・県民税として市や県に納める税金は増えますが、その分、所得税として国に納める税金が減ります。

また、市・県民税には所得税との人的控除額の差に対応した減額措置なども講じられます。これらの措置により、税源移譲前後の「市・県民税+所得税」の納税者の負担は基本的には変わらないようになっています。

☎ 課税課 (☎内線2231、2236)

ー モデルケース 税源移譲による負担変動 (年額) ー

給与所得者：夫婦2人(子のうち1人は特定扶養)の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	市・県民税	合計		所得税	市・県民税	合計		
300万円	0円	9,000円	9,000円		0円	9,000円	9,000円		0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円		59,500円	135,500円	195,000円		0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円		165,500円	293,500円	459,000円		0円

年金受給者：65歳以上(配偶者は70歳未満)、夫婦2人世帯の場合

年金収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	市・県民税	合計		所得税	市・県民税	合計		
250万円	33,600円	21,700円	55,300円		16,800円	38,500円	55,300円		0円
275万円	56,400円	33,100円	89,500円		28,200円	61,300円	89,500円		0円
300万円	79,100円	44,400円	123,500円		39,500円	84,000円	123,500円		0円

※税額は、所得割の金額です。このほかに均等割4000円がかかります。また、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※平成19年度から定率減税が廃止されるなどの影響により、負担増になることがあります。

給与所得者・年金受給者・事業所得者など、所得の種類により変わる時期が異なります。

	所得税	市・県民税
給与所得者	平成19年1月の源泉徴収分から減ります	平成19年6月分から増えます
年金受給者	平成19年2月の源泉徴収分から減ります	
事業所得者	平成20年3月の確定申告で減ります	

●課税課のホームページから税額の試算ができます。

市ホームページからのアクセス方法：アドレス <http://www.city.tsuchiura.ibaraki.jp/>



□市・県民税の口座振替について

現在、口座振替により市・県民税を納付されている方で、引き落とし方法(前納一括払、期別払)の変更を希望される方は、金融機関または市役所、各支所・出張所で5月31日(木)までに手続きをお願いします。
手続きに必要なもの/通帳使用印

☎ 納税課 (☎内線2385)